

第14回垂水市農業委員会総会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第14回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和7年7月25日（金） 午前9時30分～午前9時55分

場 所 垂水市市民館 2階 大会議室

委員の出欠状況 10名中10名出席

議席 番号	氏 名	出欠
1	下瀬 秀	出
2	村山 繁稔	出
3	森永 みどり	出
4	瀬角 初美	出
5	塚田 光春	出

議席 番号	氏 名	出欠
6	中条 裕二	出
7	池田 穰二	出
8	重吉 伸哉	出
9	永吉 浩幸	出
10	葛 迫 巧	出

出席した事務局職員

局 長	堀之内 耕一
農地係長	梶 原 剛
主 査	神 川 綾
主 査	榎 園 雅司

他部局

農林課農政係 農地バンク担当

付 議 事 件

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 農地法第3条許可申請について | 【決】 |
| (2) 農地法第5条許可申請について | 【決】 |
| (3) 非農地について | 【決】 |
| (4) 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について | 【決】 |

議 事

議 長	[会長あいさつ]
係 長	[諸般報告]
議 長	<p>ただいまから、第14回総会を開催します。</p> <p>出席委員は10名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、3番委員、4番委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を上程します。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明申し上げます。議案書は1ページと2ページになります。合わせて別紙の申請地を示した地図は1ページから3ページとなりますのでご覧ください。</p> <p>今月の許可申請は3件でございます。</p> <p>それでは説明をいたします。</p> <p>1番の譲渡人は、〇〇の〇〇さん、譲受人は、△△の△△さんで、本人の希望によります、経営規模拡大のための贈与による所有権移転となります。</p> <p>△△さんは、兼業で農業を営んでおり、耕作していた農地を相続したことに合わせて、以前から管理されていた申請地の取得をされたいということでの申請となります。地図は1ページとなります。</p> <p>2番の譲渡人は、〇〇市の〇〇さん、譲受人は、△△市の△△さんです。新規就農に伴う農地確保のための、売買による所有権移転となります。△△さんから営農計画書の提出も受けております。地図は2ページとなります。</p> <p>3番の譲渡人は、〇〇市の〇〇さん、譲受人は、△△の△△さんです。本人の希望によります、経営規模拡大のための売買による所有権移転となります。△△さんは申請地と隣接する農地を耕作しております。地図は3ページとなります。</p> <p>以上、1番～3番の各譲受人について、</p> <p>申請書の記載内容の確認、審査では、労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。</p> <p>また申請地取得後は全部効率的な利用がなされる予定であり、農</p>

	<p>地法第3条第2項の各号には該当しないと思われることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
委員	はい、1番。譲渡人は〇〇さん、譲受人は△△さんで、本人の希望であり、経営拡大ということで、何ら問題はありません。以上です。
委員	2番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は△△さんで、高齢ではありますが、新規就農ということで、何ら問題はないと思われます。以上です。
委員	3番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は△△さんです。△△さんは長年〇〇さんの今回の申請地を耕作しておられ、〇〇さんは現在〇〇市に住まれ今後農業をされないということで、何ら問題はありません。以上です。
議長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
委員	2番の、△△さん。新規就農ということだけど、年齢が高齢なんだけど、〇〇歳でしょ。何年も農業ができると思えないけど、その辺は事務局としてどう考えるか。新規就農だけど、今まで何もしてないわけでしょ。それも△△市の方が買うわけでしょ。
事務局	<p>年齢の部分は、はっきり今答えがないですが、審査の段階での話になりますが、本人さんはこれまでも農業に携わりたいということだったんですけど、下限面積があった関係でこれまでは農地の取得ができなかったということもありまして、今回、新規就農のために農地を取得したいということでした。</p> <p>そして、△△市に在住ですけど、△△市の方でも農地を取得する予定があるということを聞いています。新規就農については意識が高いというか、積極的に就農されたいのかなと感じたところです。年齢について、高齢である点について審査の段階で私も認識がなかったものですから。以上です。</p>
委員	農業をすることになった場合に、何も持たずに始めるってことはできないわけだから。その辺の確認は？農機具等の。
事務局	農機具等は、あるのは確認をしています。
事務局	新規就農っていうこともあるんですけど、3条申請っていうのが、農地を活用するためというわけで申請になっています。やっぱり高齢ということで、後々続かないんじゃないかということは、事務局としても出たんですが、新規就農ということで確認は徹底いた

	<p>しました。後々、これを撤回するという事とも考えられることから、そこについては申請の段階で、本人さんには十分に確認をして、3条申請ということで、すぐに転用するようなことがあるのであれば、こちらとしてもそれは虚偽の申請ということで話をしているところでもあります。</p>
委員	後継者はいるのか。
事務局	後継者については、確認はしていません。
委員	常識から考えてさ、あんまり高齢っていうこと。今の時期に耕うん機1台持って、はたして農業ができるかっていうところ。
事務局	<p>農地として農業としてはきちんと計画書を出してもらって、管理することは確認を取っていますので。農地として管理をすることは確認を取っています。</p> <p>少し前に戻るんですけども、持ち主の方が〇〇市の方でして、ずっと譲先を探していたというのがありまして、地元の方がそこで耕作をされてたり、荒れないようにはしているところで、色々話の中で、今回の譲受人につながりがあるって、譲りたいというところなんです。指導とか、後々の管理のことについては譲受人の方にも伝えていきますので。</p>
委員	<p>委員が言いたいのは新規就農のところですよ。違うの？</p> <p>〔「年齢、年齢」の声あり〕</p> <p>〇〇歳で新規就農っていうのが、大丈夫なのかってところ。逆に言うと、新規就農でなくて、勝手に土地を買ってやるっていうのは、何も問題がないってこと？</p>
委員	いや、実際に農業をされるかってこと。
委員	でも、〇〇代でも、今みんな・・・
委員	実際、続けてされている方はいるわけよ。〇〇歳になってから、新規就農で、いざ農業をやるってところ。そこが少しおかしいんじゃないかってこと。
委員	だから、新規就農がおかしいってことだよ。
委員	色々申請する時も、65歳を過ぎると後継者の名前を書かないと通らないんですけど、後継者の名前を入れてもらうってことはできないんですかね。
事務局	そこは縛りが掛けれるか、確認をしてみないと分かりません。
委員	何をやるにも、後継者を書かないと通らないので。
委員	ま、充分注意してさ、また、何かあったら注意するように。
事務局	そうですね、はい。
委員	実際、4か所あれば、1反でも広いよね。(同意する声)
事務局	その申請地の近くの管理人の方がずっと耕作されてるって話も

	聞いていますので、あと、本人がちゃんと耕作をするかってところは確認していきますので。
議長	ほかに何かありませんか。
議場	〔「ありません」の声あり〕
議長	異議はございませんので、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議場	〔「はい」の声あり〕
議長	では、議案第1号は原案のとおり決定しました。 次に議案第2号「農地法第5条許可申請について」を上程します。 事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第2号の議案書4ページ及び議案書に同封いたしました地図の4ページをご覧ください。</p> <p>申請人は△△市在住で、隣接地にある店舗を経営されています、△△様、申請地は、〇〇字〇〇 〇〇番〇〇 地目 畑 444㎡あります。</p> <p>本件は、6月の定例会にて上程されましたが、申請理由について疑義があるとのことで取り下げとなり、申請理由等を修正の上、再提出が行われたものです。</p> <p>申請人は、申請地近くで店舗を経営しており、昨年従業員の駐車場用地を目的として〇〇番〇〇を取得しておりましたが、今年に入り、隣接する宅地の所有者と土地売買の話がまとまったことを受けて、事業用地の拡張を目的として申請地一帯を取得し、農地として残っている申請地について、駐車場用地として使用する目的にて再度申請が行われたものです。</p> <p>なお、再提出に際し、申請者より、先に取得済の令和6年転用許可地と、隣接宅地を含めた申請地一帯を事業用地として整備するまでの間、自動車販売業を営む親族の中古車両の仮置き場と、周辺住民への貸し駐車場として使用したいとの申し出を受けております。</p> <p>今回の再提出に際しまして、6月定例会において疑義のありました、令和6年3月に転用許可を受け取得済の隣接地〇〇番〇〇に多数の中古車両が駐車されていたことについて、申請者に確認を行ったところ、当初は職員駐車場目的で取得したものの、垂水市内で自動車販売業を営む親族より相談を受けて、中古車両の仮置き場とし</p>

	<p>て使用させていたとのことでありました。</p> <p>この件に関し、農業委員会事務局として、職員用駐車場として申請、転用許可したものであり、当初の目的と異なった土地利用となっていることについて注意を行うとともに、中古車両の仮置き場として土地利用が常態化することが無いようにと、また、周辺地域の農地並びに地域住民の生活に支障がないよう、敷地一帯の管理の徹底を指導いたしました。</p> <p>なお、現地調査につきましては、6月に8番委員、6番委員と実施済みであり、農地法上の検討事項についても、6月の定例会において説明済みでありますことから省略いたします。</p> <p>以上、あらためて、ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議長	[各委員、議案を確認]
議長	よろしいですか。
議長	[[はい]の声あり]
議長	異議はございませんので、議案第2号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議長	[[はい]の声あり]
議長	<p>議案第2号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第3号「非農地について」を上程します。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号非農地について説明いたします。</p> <p>議案書は5ページ、6ページになります。</p> <p>合わせて本日位置図と公図の写しを付けて配布しておりますのでご確認ください。</p> <p>受付番号1番 申請者は〇〇にお住いの〇〇様、 申請地は〇〇字〇〇 〇〇番 地目:田 128 m²、 同字〇〇番〇〇 地目:田 156 m²、同字〇〇番〇〇 地目:田 37 m²、同字〇〇番〇〇 地目:田 17 m²、同字〇〇番〇〇 地目:田 23 m²の5筆で、いずれも〇〇地区の線路跡道路を、〇〇川に沿って南に進んだ〇〇橋付近にあり、農道・林道に隣接しております。</p> <p>公図の写しをご確認いただければわかりやすいかと思いますが、この農道・林道用地として、農地であった土地を分筆、売買したあとの残地部分が今回の申請地となっています。</p>

	<p>このため残された面積、形状から耕作が困難となり、山林・原野化が進行し、農地としての復活、活用が見込めなくなったため、非農地証明願いが提出されたものです。</p> <p>〇〇番、〇〇番〇〇は農用地ですが、令和6年度利用状況調査で、赤判定、ほかの3筆についても非農地と判定されています。</p> <p>現地調査は申請人の立ち合いが体調上難しいとのことで、事務局と委員のみで行いました。</p> <p>状況としては、ただいまの説明のとおりであり、山林、原野化が進行しており、今後も農地としての復活、活用は見込めない状況のため、非農地としての要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>次に担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>7月16日、私と9番委員と事務局2名で現地調査を行いました。申請人につきましては、〇〇さんで、申請地については〇〇地区でございました。</p> <p>現地を確認したところ、先ほどありましたとおり、農道と林道が整備されたということから、農地が分筆され形状的に耕作に適していないということで、現状、原野又は山林となるような状況でありました。以上のことから非農地として判断いたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局ならび担当委員から説明がありましたが、これについてご異議はございませんか。</p>
議長	<p>異議はございませんので、議案第3号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議長	<p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>次に議案第4号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」を上程します。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、同法第19条第3項の規定に基づき、垂水市長より計画案に対する意見を求められておりますので、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は7ページから10ページとなります。</p> <p>8ページをお開きください。</p> <p>今月は、利用開始日が令和7年10月1日付となる農地、26筆</p>

	<p>23, 150 m²に係る促進計画案の提出がありました。</p> <p>農地の内訳は、田が3筆 1, 791 m²、畑が23筆 21, 359 m²となっております。</p> <p>全て公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 満園秀彦との契約となっております。</p> <p>8ページから9ページは新たに契約を開始する農地です。</p> <p>1番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借です。</p> <p>2番、3番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借です。</p> <p>4番、5番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借及び賃貸借です。</p> <p>6番から9番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借です。</p> <p>10番から14番、借り人は株式会社〇〇で10年間の使用貸借です。</p> <p>15番、16番、借り人は株式会社〇〇で10年間の賃貸借です。</p> <p>9ページをお開きください。</p> <p>17番から21番、借り人は株式会社〇〇で10年間の賃貸借及び使用貸借です。</p> <p>22番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借です。</p> <p>10ページをお開きください。耕作者変更となります。</p> <p>1番、借り人は〇〇さんで2年3月の賃貸借です。</p> <p>2番から4番、借り人は〇〇さんで2年3月の使用貸借です。</p> <p>以上、これらの内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしております。以上です。</p>
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	[「ありません」の声あり]
議 長	異議がございませんので、議案第4号について、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。
議 場	[「はい」の声あり]
議 長	議案第4号は、各委員の意見のとおり決定いたしました。以上をもちまして、第14回総会を終了します。

会 長 原本確認済

署名委員 原本確認済

署名委員 原本確認済